

建物共済約款・事務取扱要領及び農機具共済約款・事務取扱要領の改正について

建物共済の仕組み改定及び令和2年4月施行の改正民法対応に伴い建物共済約款・事務取扱要領が、令和2年4月施行の改正民法対応に伴い農機具共済約款・事務取扱要領が下記のとおり改正されました。

建物共済約款・事務取扱要領の改正内容

- 1．失火見舞費用共済金の補償拡充（建物火災共済、建物総合共済）
 - 1）補償拡充の内容
失火見舞費用共済金について、1被災世帯当たりの支払額を現行の20万円から50万円へ引き上げる。
 - 2）限度額
変更しない。（従来通り1事故につき共済金額の20%限度とする。）
- 2．水道管凍結修理費用共済金の新設（建物火災共済、建物総合共済）
 - 1）新設する補償内容
水濡れを生じていない水道管の凍結損害に対し、その修理費用を実費で補償する。
 - 2）限度額
1事故につき10万円を限度とする。
- 3．料率の対応について
本仕組み改善に伴う料率改定は行わない。

農機具共済約款・事務取扱要領の改正内容

- 1．農機具共済の免責規定の明記
改正民法における定型約款の不当条項（改正民法548条の2の2）の対応として、農機具共済の免責内容について明記する。
- 2．改正民法166条に対応し消滅時効の起算点を明確化する。